

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託契約書

佐賀県教育委員会事務局教育振興課（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務」について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、「唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務」（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和 10 年 3 月 24 日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下、「委託料」という。）は、金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

【契約保証金が必要な場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金〇〇〇円を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が契約を履行した時に、第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金が免除される場合】

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第〇号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、仕様書等及び本契約書に基づき、自己の責任において、頭書の契約金額をもって履行期限までに委託業務を完了しなければならない。

2 委託業務の完了までに生じる必要な費用及び労力についての損失は、すべて乙の負担とし、完了前に履行不能となった場合には、乙は当該不能となった部分に相当する委託料の請求をすることはできない。ただし、当該履行不能が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

- 2 前項により、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持ち、第 19 条 1 項第 4 号に規定する契約解除要件に該当しない者を、責任をもって選定することとし、再委託先に本契約書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託したすべてについて責任を負わなくてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第 7 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(契約内容の不適合責任)

第 9 条 甲は、成果物に適合しないものがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてその契約内容の不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求できる。

- 2 前項の規定による契約内容の不適合の補修又は損害賠償の請求は、第 9 条の規定による成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。

- 3 第 1 項の規定は、成果物の契約内容の不適合が仕様書の記載内容又は甲の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第 10 条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は履行期限を変更することができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(管理義務)

第 11 条 乙は、委託業務の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 12 条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年 2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

- 2 甲の責に帰すべき理由により、第 10 条第 2 項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(検査及び成果物の引渡し)

第 13 条 乙は、仕様書や本契約書等に定めるところにより、各年度の委託業務が完了したときは、必要な成果物をもって、速やかに業務履行の確認を甲に求めなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による確認を求められたときは、受理した日から 10 日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正し、甲による再検査を受けなければならない。前 2 項の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第 2 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下、「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第 14 条 乙は、甲から前条第 2 項（同条第 3 項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。なお、各年度の業務委託料は、下記のとおりとする。

期間	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	合計
支払額	千円	千円	千円	千円

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲の責に帰する事由により第 1 項に係る業務委託料が、第 2 項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年 2.5%の割合を乗じて計算された額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(権利の帰属)

第 15 条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

- 2 本件成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む）は、甲に帰属し、乙が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。
- 4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。

ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 甲は、本件成果物を必要とする業務を、必要な範囲において第三者へ委託する場合には、本件成果物を開示することができる。
- 7 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

（著作者人格権）

第16条 乙は、甲及び甲の指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

- 2 乙の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、甲から請求があったときは速やかに甲の請求にしたがい、当該侵害者に対し著作人格権を行使するものとする。

（著作権の登録・工業所有権）

第17条 甲が関係省庁や団体等に対し第15条第2項の著作権登録申請を行う場合は、乙は当該手続きに協力しなければならない。

- 2 本件業務に関連して乙が行った発明、考案及び意匠の創作に関する工業所有権（工業所有権を受ける権利を含む。）は、甲乙間の特段の合意がない限り、甲の所有となる。

（権利不行使の保証）

第18条 甲又は甲の指定する者が、本件成果物を用いて甲又は甲の指定する者が、本件成果物を用いて本件業務及び本件業務の目的に沿った事業（本件契約終了後の事業を含む。）を実施するにあたり、乙は前条第2項の規定による合意により乙が所有する工業所有権に基づいて、甲又は甲の指定する者に対し、自ら権利侵害であるとの主張をせず、又は乙の従業員及び再委託された場合における再委託先の従業員に権利侵害の主張をさせないことを保証する。

- 2 乙が前条第2項の工業所有権を第三者に承継させる場合に、乙は、当該承継人から甲又は甲の指定する者に対し、権利侵害の主張をさせない旨保証する。
- 3 本条の規定は、本件契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(乙の契約解除権)

第 20 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金)

第 21 条 前条の規定により、この契約が解除されたときは、乙は違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

- 3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数

に応じて、違約金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(指揮命令等)

第 22 条 乙は、乙の職員に対する業務の遂行、労働時間、企業秩序の維持・確保等に関する指示等の管理を自ら行い、業務の処理について使用者としての労働関係法規上のすべての責任を負うものとする。

(情報提供等)

第 23 条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報等を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(機密保持)

第 24 条 乙及び乙の使用人は、委託業務の実施に関して知りえた情報を機密情報として扱うものとし、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

(1) 第三者から入手した情報で守秘義務を負うことなく正当に入手した情報及び開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 甲又は第三者から開示された情報によらずして、独自に開発した情報

(3) 公知のもの、又は甲若しくは第三者から得た後、自己の責によらないで公知となった情報

3 乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

4 別記乙及び乙の使用人は、本契約による業務を行うため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

5 甲は、乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反した場合は、乙より契約金額の 100 分の 10 に相当する額を、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

6 乙は、前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害がある場合は、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

7 乙又は乙の使用人が第 1 項の規定に違反したことにより、第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第 5 項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

8 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も効力を有する。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第 25 条 本契約の全部若しくは一部を解除し、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講じ、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 データの移行や消去等、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については、甲乙にて協議の上定めるものとする。

(損害賠償)

第 26 条 乙は、第 15 条第 7 項及び第 24 条第 7 項に定めるほか、その責に帰する理由により、この契約に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項並びに第 15 条第 7 項及び第 24 条第 7 項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年 2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第 27 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 28 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲：佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1-59

佐賀県教育委員会事務局教育振興課長 梶島 秀樹

乙：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

別記 1（個人情報取扱特記事項）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制

制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

佐賀県教育委員会事務局
教育振興課長 様受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

佐賀県教育委員会事務局
教育振興課長 様

受託者名 住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の教材制作等業務委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作 業 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	(具体的に記入すること)

別記2（情報セキュリティ対策特記事項）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

- 第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

- 第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に

返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。